

# 介護保険 住宅改修支援事業に係る手数料支払について

居宅介護支援の提供(ケアプラン作成)を受けていない要介護者などに対し、介護支援専門員又は福祉住環境コーディネーター（２級以上）が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、作成手数料を支給します。

## 1 支給対象者

- ・介護支援専門員
  - ・福祉住環境コーディネーター（２級以上）
- } いずれかの有資格者が属する事業者

## 2 支給要件

- ・「住宅改修が必要な理由書」を作成した月に、当該被保険者の居宅介護支援費等を算定していないこと
- ・住宅改修費が支給決定されていること

## 3 支給金額

1件 2,000円 +消費税

## 4 提出書類

新座市住宅改修支援事業手数料支払申請書

## 5 提出期限

「住宅改修が必要な理由書」を作成した月の翌月10日まで

## 6 提出方法

窓口、郵送（FAX不可）

〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号  
新座市介護保険課 介護給付・事業者係（本庁舎1階）

## 7 支給の流れ

手数料支払申請	「住宅改修が必要な理由書」を作成した月の翌月10日までに、「新座市住宅改修支援事業手数料支払申請書」を介護保険課に提出します。
▼	
住宅改修完了報告	工事完了後、「介護保険住宅改修完了報告書」を介護保険課に提出します。提出した月の翌月に、住宅改修費の支給決定がされます。
▼	
手数料支給	「新座市住宅改修支援事業手数料支払決定通知書」が届き、申請書に記載された口座に手数料が支給されます。

問合せ先

新座市 介護保険課 介護給付・事業者係

TEL 048-424-5361（直通）

